

コカヌエネ

こえを、きこう

北海道大の発想は同化政策そのもの

アイヌ遺骨返還請求訴訟

2013年8月30日

原告ら代理人「第3準備書面」(抜粋)

アイヌ遺骨
返還請求訴訟
ニュースレター

No.05

2013年11月8日
北大開示文書研究会

アイヌは明治以前から和人とは全く別の宗教観、道徳観、社会制度、法意識に従って規律されてきた。明治以降の同化政策によって強制的にこれら宗教観、道徳観、社会制度、法意識などは覆されてきたが、だからといって当然に和人の法のみが適用されるとするのは間違いである。特に遺骨の管理と言う宗教的意識と強く関わる事柄について、一片の法の制定によって、遺骨の管理の実態が変更されるとすることなどできないはずである。

アイヌの遺骨に対する思想

アイヌの遺骨に関する考え、理念は前記したような和人のそれとは全く異なるものであることをまず確認する必要がある。第1に遺骨は民法で定めているような所有権の対象ではなかった。第2に墓地はコタン内の「部落に近い山の中腹あるいは丘陵上」に設けられ、「共同墓地の形はとっているが一家一区画を占めるというような決まりもなく、死者のあるに従い、順次その隣に2.7メートルないし3.6メートルぐらいの距離で墓掘を掘っていた」。「墓地は屍を遺棄する(オストラ)する所で、詣でて祀るところではなかった」の

である(注1)。墓地は和人のような家のご先祖を祀る神聖な場所として他の家と区別するようなものではなかった。

この墓地は単に屍を遺棄するところであつたという事実は、アイヌが死者や祖先を詣でないことを意味しない。アイヌは「死霊の崇りを恐れたためか、葬式をやつて、死者を墓地に埋葬してからは、墓に近づかず、従つて墓参りなどはしなかった」が、「この墓参りしないという事実はだけを見て、アイヌには『祖先の祭り』『祖霊祭り』などないように誤り伝えられた向きも多いが、それは事実を知らないからである」。この『祖先の祭り』『祖霊祭り』はシヌラツパ、イチヤルパ等といわれている。和人のように特定の家族が当該家族の祖先を祀るのではなく、より大掛かりに行なわれる。

まず①アイヌの神々も祀る。②屋内でのシヌラツパには親戚、近隣等コタンの人たちが参加し、祈りは長老が何人かで分担して行なう。つまり、全コタン構成員による「祀り」だったのである。③戸外のヌサ(幣所)では、男子一人、女子数名で行い、いずれも同じ祖系に属する血縁集団のメンバー(女性は母系)に限られる。

こえを、きこう

コカヌ エネ

被告の発想は同化政策の発想

このようなシヌラツパは、コタンの多くの者が参加し行なわれていた。このような死者に対する、また祖先に対する思想、考えが和人とは全く違うアイヌに対し、和人の家制度に基づく「祭祀承継者」という觀念を持ち出すことにそもそも無理と、混乱の基がある。アイヌにとってはコタンと言う集団こそが重要であり、個別の家制度というよりもコタン制度における社会生活だったのである（注2）。

ところで、このようなアイヌの「墓地は屍を遺棄するところ」「遺骨は埋葬後は朽ちるに任せる」という行為自体は、明らかに遺骨及び墓地の管理行為である。管理とは積極的に作為をする場合と、絶対に作為をしてはならない場合とがあつてよい。アイヌの遺骨や墓地の管理は、コタンの者たちを埋葬のとき以外には近づけず、墓標や遺骨は自然に朽ちるに任せる、死者の供養は墓地ではなくコタン内で行なう、という墓地そのものに対する何らかの積極的行為をしないという不文律に裏づけられた管理行為なのである。そして、この管理の主体は集団としてのコタンが長を代表者として行なっていたのである。

このような和人とはまったく違う宗教的背景をもつアイヌの遺骨に関する管理行為の権限を和人の民法をもって規律しようとする被告の発想は、明治以降の同化政策と同じ発想である。つまり無批判に民法の適用のみを検討すること自体が、すでにアイヌを和人と同じ法によって規律するのが当然という前提に立ち、和人の考え方、制度を一方的にアイヌに強制する結果となるからである。このような被告、北海道大学の姿勢、発想は、世界先住民宣言 (UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples、2007年10月2日) を受け入れ、同化政策を放棄したはずの日本国の立場とは相容れないものであることは言うまでもない（注3）。

アイヌの遺骨に関する管理権限の実態は、そもそもアイヌが夷として和人の文献に登場する以前から昭和初期まで、大きな変容なく継続していたものと考えることができる。なぜなら、古くはアイヌ社会が成立してから継続していた遺骨、墓地の管理であつたし、又近代においては明治以降の同化政策自体が不完全にし



2013年8月30日、第5回口頭弁論後の報告会で質問に答える原告団、弁護団。
 右から小川隆吉さん、城野口ユリさん、市川守弘弁護士、皆川洋美弁護士。
 札幌弁護士会館で、平田剛士撮影。

か実行されなかったために、最近に至るまで不十分ながらも墓地に近づかないなどという管理行為は行なわれていたからである。そして、このような民法制定以前から長期間にわたり継続的に行なわれてきた遺骨の管理とその管理権限の問題を現代の法制度上、どのように理解すべきかが本件訴訟の最も大きな重大テーマなのである。

注1、注2 アイヌ文化保存対策協議会編、児玉作左衛門・犬飼哲夫・高倉新一郎監修『アイヌ民族誌』（1969年）による。

注3 確かに、現在では多くのアイヌは仏教徒あるいはキリスト者など和人と同じような宗教観を持っている。しかしそれは同化政策の結果ではない。少なくとも遺骨の管理権限は歴史的事実から現在に於いて誰がその権限を有するのかを検討すべきなのである。

2013年8月30日、原告ら訴訟代理人「第3準備書面」から抜粋。一部改変。

この準備書面の全文は北大開示文書研究会のウェブサイトでご覧いただけます。
<http://hmjk.world.coocan.jp/index.html>

遺骨に出会う

殿平善彦

朱鞠内・雨竜ダム工事の犠牲者の遺骨四体が、朱鞠内にある旧光顕寺・笹の墓標展示館に安置されている。

この遺骨は、戦争中に強制労働させられた、タコ部屋労働者、朝鮮人強制連行犠牲者の遺骨であり、彼らは肉親の見送りもないまま命を終え、見捨てられたように六〇年近くも土の中に埋められてきた。かつて東アジア共同ワークシヨップの参加者が発掘作業に携わり、朱鞠内共同墓地の奥の笹藪の下からこれらの遺骨を地上に導き出した。

今夏、東川町遊水池と江卸発電所建設の朝鮮人犠牲者遺骨発掘に参加した東アジア共同ワークシヨップの三〇人余りが、朱鞠内に集い、一夜を語り明かした。参加者は納骨堂から四個の骨箱を本堂に持ち出し、遺骨と対面した。発掘体験者にとっては、久しぶりの対面であり、はじめての参加者には、はじめての遺骨との出会いになった。

遺骨と出会った私たちは、言い知れない衝撃と感情の動きを体験した。

一人ひとりの体験は、過去の記憶と出合った様々な感情の経験であり、それが何かはそれぞれが問うものだろう。しかし、共通して、以下のことは言えるのではないかと思う。

遺骨は、物ではなかった。遺骨を

通して私たちに立ち現われてきたのは、六〇年前に、非業の死を強いられた命そのものだった。

人の死とは、一瞬の生理的変化だけを指すものではない。親しい人に惜しまれ、見送られ、追悼されて初めてその人は死んでゆけるのである。そのこと抜きに、人は死ねないのだ。つまり、北海道の山野に捨てられた遺骨の命は、死にきれずにいる命なのだ。遺骨に出会うとき、死にきれずにいる遺骨は私たちに語りかける。その声を聴いて、私たちは死者を死者たらしめる責任を自覚するのだ。

アイヌ墓地に埋葬されたアイヌ人骨は、死んでゆくプロセスを中断された。長く北大の研究室に閉じ込められた。研究者たちは遺骨の声を聴く耳を持たなかった。今日も一〇〇〇

体を超える遺骨は、「アイヌ納骨堂」で故郷の土に還る日を待っている。その声が聞こえているか。少なくとも、物としての遺骨を研究に使いたいと思っている人こそ、遺骨の声を聴く責任があるのだ。

とのひら・よしひこ／北大開示文書研究会共同代表



きいて、始める。

ラムトウナシ

アイヌ遺骨返還請求訴訟ニューズレター第5号

発行日 2013年11月8日

編集発行 北大開示文書研究会

共同代表:清水裕二、殿平善彦

〒077-0032

北海道留萌市宮園町3-39-8(三浦忠雄方)

TEL (FAX) 0164-43-0128

<http://hmjk.world.cocan.jp/index.html>

電子メール ororon@jade.plala.or.jp

アイヌ遺骨返還訴訟原告へのご支援は、北大開示文書研究会が窓口を開いています。

ゆうちょ銀行振替 02790-1-101119